

令和4年度第5回伊勢原市個人情報保護審査会会議録

【事務局】 総務部文書法制課

【日 時】 令和4年12月22日（木）午後5時から

【場 所】 第2委員会室

【出席者】 （委員）林会長、勝間委員、大木委員
（実施機関）戸籍住民課 池田課長、石川主幹
子ども育成課 野場係長

【事務局】 総務部長 文書法制課 三河参事、足立係長

【公開可否】 公開（傍聴人：なし）

【議事の経過】

1 開会

2 議題

- (1) 証明書発行機の防犯カメラ設置に伴う個人情報の本人以外からの収集及び外部提供について
- (2) 公立保育園への防犯カメラ設置に伴う個人情報の本人以外からの収集及び外部提供について

3 その他

4 閉会

(事務局)

ただいまから、伊勢原市個人情報保護審査会を開催させていただきます。

委員の皆様には、お忙しい中、御出席をいただき、ありがとうございます。

本日の会議は、「伊勢原市審議会等の公開に関する要綱」第2条第1項の規定に基づき公開で行い、後ほど会議録も公開いたします。

本日、傍聴者はございませんでした。

それでは、これよりご審議をいただきたく存じます。

審査の議事進行は、伊勢原市個人情報保護審査会規則第6条第1項の規定により、会長の議長を務めていただくこととなります。

それでは、林会長、よろしく申し上げます。

(議長)

皆様、こんばんは。

まず、議題に入る前に審査会の開催に関しまして、伊勢原市個人情報保護審査会規則第6条第2項に「審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。」と規定されています。

本日は、内山委員と山田委員が欠席となっておりますが、委員5人中3人が出席しており、過半数の要件を満たしますので、審査会を開催いたします。

それでは、議題に入りたいと思います。

議題の1件目は、「証明書発行機の防犯カメラ設置に伴う個人情報の本人以外からの収集について」でございます。

それでは、実施機関の戸籍住民課より諮問内容の詳細について、説明をお願いします。

(戸籍住民課)

戸籍住民課池田と申します。

戸籍住民課石川と申します。

—戸籍住民課から説明—

(議長)

実施機関の説明が終わりましたので、質疑に入りたいと思います。

ご質問やご意見がありましたら併せてお願いします。

(委員)

防犯カメラなんですけども、どういう位置に付いていて、どういう所を撮る防

犯カメラなんですか。

(戸籍住民課)

通常のコピー機を想定していただくとありがたいのですが、その横にカメラ設置台を設けておりまして、コピー機のちょっと上にカメラが付いております。

撮影の範囲としましては、その本人が操作しているタッチパネルは映らないような形で本人が確認できるような位置に焦点を当てて設置をしております。

(委員)

本人以外の第三者が横を通り過ぎるとか、そういったものが映り込む可能性というのは設置の位置によってはあり得る形なのでしょうか。

(戸籍住民課)

はい。多少でございますが、可能性がございます。

(委員)

この証明書発行機以外の方の個人情報も入手できる可能性がある訳ですね。

(戸籍住民課)

はい。

(委員)

入口付近に設置されるので、どこの課に行く人もここを通る人はかなり映ってしまうというところなんですね。

(戸籍住民課)

そんなには映らないです。

(委員)

私の方からも2点ほど。

先ほど、どういう位置にという話になっていて、本人を確認することはできるけれども、タッチパネルは映らないことであると、何を取得しているかってところまではカメラに映ってないという形になる訳ですよ。

(戸籍住民課)

そうですね、はい。

(委員)

録画された映像なんですけれども、この保存期間が説明がなかったと思うのですが、24時間録画して最大どれぐらいの期間の保存なんですか。

(戸籍住民課)

要綱に定めた期間が30日以内というふうに定めておりますので、30日の保存期間としております。

(委員)

追加でもう1点なんですけれども、例えば機械の周辺に、カーテンなどを設置して無関係な人が映り込まないように対策は何かお考えになられたのでしょうか。

(戸籍住民課)

周りをパーテーションで囲むことも検討はいたしましたが、やはり証明発行機がここにあるという存在をお示ししたいというのと、設置した業者から他市の設置状況等を伺ったところ、パーテーションで囲っている市町村は少ないというようなお話もございまして、特に囲む予定はないですけれども、隣に公衆電話がありますので、公衆電話側はパーテーションで仕切りをしたいと考えております。

(委員)

資料を拝見させていただくと、保存期間が撮影から30日以内で、画像を再生するときは、管理責任者、管理取扱者又は管理責任者が指定した者が行うこととする。ということなのですが、撮影した映像というのは、専門の業者の方の媒体に保存するかと考えてよろしいでしょうか。それとも市役所内で個別に何か媒体に保存しているということなのでしょうか。

(戸籍住民課)

所有物としては、市の証明発行機本体に付属するところに直接保存されます。

(委員)

機械自体に直接保存されると。

(戸籍住民課)

はい。逆にそこから持ち出すことが、制限をかけているというか、勝手に持ち

出せないような状態になっていて、鍵もかかっています。

(委員)

そうすると、記録された媒体というのは、一定期間ごとに取り出して中を見るということは基本的には何かが無い限りないのですね。今の話からするとおそらく専門業者さんの方の媒体に入っているのも大丈夫だと思うのですが、一番懸念されるのが、取った媒体自体が小さい場合。よくあるのが、具体的に申し上げますと、自動車の場合などにカメラが付いていますが、いわゆるSDカードに録画して、うっかり保存したはずが小さいので、無くしましたということが多々あると思うのですね。

この場合おそらく、構造的に第三者がそれを抜き出したりすることは不可能だと思うのですが、その管理というところですね、たぶん上書きしていくのだと思うのですが、媒体自体はおそらくそれほど大きなものではないと思うので、それが紛失されたりしないように、その部分だけちょっと注意していただくというところがすごく重要だと思います。

映り込んでいるものについては、おそらく24時間分くらいは録画されていると思うのですが、それを普段は使わないにしても、何かの拍子に取り出しました、その時にうっかりそれを紛失しましたというのが一番怖いことだと思いますので、その媒体の管理のところを業者さんともしっかりとやり取りをしていただきたい。

(議長)

他に何かございますでしょうか。

(委員)

何かインシデントがあった時にデータを見返すということになると思います。一方で、録画データは常に上書きされるということになると、インシデントが発見されるのが短期間だったらいいですけど、少し経ってから見返すことができなくなるのではないかと思います。そのあたりの対策はどのようにお考えでしょうか。

(戸籍住民課)

記録をしようと思えば長い期間、3年分くらいの記録が可能と言う媒体ではあるのですが、あらかじめ30日という設定をさせていただいております。

(委員)

それを超えてしまった場合はもうそのデータは使えないということですね。どこかで区切りを付けなければいけないというのはあると思うのですが、それが30日でいいのかなと個人的には思いましたので、質問させていただきました。

(委員)

今の、30日というところですけど、確かに3年くらいは本来ならば保存ができるということのようではすけれども、結局第三者が映り込んでしまう問題もありますし、不要な情報を市の側としてどれだけ保存期間として保管しておくかというのは、なかなか難しいのかと思ひまして、一つ30日というのは区切りとしてこういう形で要綱として定められているのでこれはこれで確かに何か重要なインシデントがあった時には間に合わないこともあるかもしれませんが、不要な記録を長く持たないという意味では一つの根拠としては、明らかでいいのかなと私は感じました。

(議長)

その他に何かご意見が無いようでしたら、審議をこのあたりで終了とさせていただきますと思います。

今後でございますが、答申を作成することになります。答申案の作成については、お任せいただければ、本日の審議を踏まえ、私と事務局で作成させていただくこととしたいのですが、いかがでしょうか。

(委員)

異議なし。

(議長)

ありがとうございます。それでは、答申案を作成させていただき、委員の皆様には後日確認させていただくことといたします。

それでは、以上で「証明書発行機の防犯カメラ設置に伴う個人情報の本人以外からの収集について」に関する審議を終了させていただきたいと思います。

戸籍住民課の皆さん、ありがとうございました。

—職員の入替え—

(議長)

それでは、再開させていただきます。

本日の議題の2件目ですけれども「公立保育園への防犯カメラ設置に伴う個人情報以外の本人以外からの収集について」でございます。

それでは、実施機関の子ども育成課より諮問内容の詳細について、説明をお願いします。

(子ども育成課)

子ども育成課の野場と申します。

ー子ども育成課から説明ー

(議長)

実施機関の説明が終わりましたので、質疑に入りたいと思います。
ご質問やご意見などがありましたら併せてお願いします。

(委員)

具体的にはどういう問題というか想定をされて、入口の門と園庭と給食の搬入口に付けたのはどういう想定をされているのですか。

(子ども育成課)

防犯対策という形になりますので、不審者の侵入ですとか、今後、改修予定なのですが、園庭に沿っているフェンスも昔ながらでちょっと低いので、不審者の侵入や園児の連れ去りなど、そういうところも防犯対策の一環として付けさせていただいております。

(委員)

付ける位置に関しては、市の方の考えで付けられたのですか。

(子ども育成課)

まず、警備業務の一環ということになりましたので、警備業者の方と一緒に付けさせていただいて、その後、伊勢原市の警察の方に防犯診断ということで一緒に見ていただいております。

(委員)

防犯という事なので、特に外を映す場合、園内を映すのは当然として、園の外を超えた所までかなり広範囲に映しているのですか。

(子ども育成課)

まず、正面玄関のところにつきましては、正面玄関から入ってくる方を見るということなので、それ以外のところに関してはそんなに広範囲に映らない形になっています。

園庭に関しては、園庭全体を映すような形になっていますので、外の通路のところは含まれる形になります。

(委員)

特に園内をずっと撮るという必要性は一番高いと思うのですが、外側を通る一般の方の顔等が写ってしまう可能性がある中で、そのあたりの対応をぜひしっかりと考えていただければと思います。

(委員)

やはり防犯対策ということで、侵入者とか連れ去りというところを検討されているので、いわゆる犯罪の予防とかそういう効果として、かなり広めに映すというところがあるのだろうかと思います。

もちろん、防犯カメラを設置してそういったことを抑止するという後日の検証にするのもそうなのですが、例えば、「ここに防犯カメラがありますよ」という設置をアピールすることによる抑止力とか、それ以外の形の防犯対策というところも併せて検討していただいて、特に「ここにありますよ」というアピールの仕方というのは、結構外部から目立つようにすることで、ただ防犯カメラを設置するよりは若干効果が上がるのかなと思うので、検討されてみるというふうに思いました。

(子ども育成課)

「防犯カメラを設置しています」というのは、フェンス沿いに付けております。あと、「不審者の侵入禁止」という表示も併せてしてあります。

(議長)

それでは、他に何か意見がございませんでしょうか。

本日の1件目に比べてやはりカメラの台数とか、取得する個人情報の範囲とか保有する内容が少し重たくなっていますので、このあたりは少し防犯という目的からすれば必要なところだろうと思いますけれども、個人情報の取扱いに気を付けていただくということになろうかと思います。

その他、他に特にご意見が無いようでしたら、審議はこのあたりで終了とさせていただきます。

今後でございますが、答申を作成することになります。答申案の作成については、お任せいただければ、本日の審議を踏まえ、私と事務局とで作成させていただくこととしたいのですが、よろしいでしょうか。

(委員)

異議なし

(議長)

ありがとうございます。

それでは、答申案を作成させていただきまして、委員の皆様には後日確認していただくことといたします。

以上で、「公立保育園への防犯カメラ設置に伴う個人情報の本人以外からの収集について」の審議を終了させていただきます。

子ども育成課の職員の方、お疲れ様でした。

以上をもちまして、本審査会は終了とさせていただきます。

ご協力ありがとうございました。

—事務局から事務連絡—